

## 第18回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和3年11月25日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第18回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

| 議席<br>番号 | 氏 名   | 議席<br>番号 | 氏 名   | 議席<br>番号 | 氏 名  |
|----------|-------|----------|-------|----------|------|
| 1        | 小山 勉  | 2        | 桐生さとみ | 3        | 石橋孝雄 |
| 4        | 藤生正浩  | 5        | 清水 茂  | 6        | 岡村奏一 |
| 7        | 本島一喜  | 8        | 柏瀬正雄  | 9        | 三田照子 |
| 10       | 星野雅彦  | 11       | 森山正和  | 12       | 河内義昭 |
| 13       | 長谷川良光 | 14       | 赤坂安一  | 15       | 遠藤茂太 |

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、松崎茂夫、青木芳光、長竹武男、鶴田忠夫、岩本仙太郎、  
本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、萩原晴夫、齋藤 幹、  
岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 河内 厚、副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

|    |  |
|----|--|
| 局長 | <p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名全員であります。<br/>推進委員の出席は19名であります。<br/>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べるすることができます。<br/>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について<br/>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について<br/>日程第3 議案第1号から議案第5号について<br/>議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<br/>議案第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</p> |
|----|--|

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見照会について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第18回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時38分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

4番 藤生委員、11番 森山委員を指名いたします。ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

副主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。

それでは1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が4件、筆数が4筆、面積が2,338㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が26件、筆数が32筆、面積が12,826.88㎡となっております。

合計いたしまして件数が30件、筆数が36筆、面積が15,164.88㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから9ページに記載されております。以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明い

たします。

議案書の10ページをお開きください。11月の申請件数は8件、うち一般住宅7件、資材置場1件でした。議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。

では、議案書69ページをお開きください。

1番、申請地は大月町地内の田、472㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積89.02㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書70ページをお開きください。

2番、申請地は大月町地内の田、472㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積107.65㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書71ページをお開きください。

3番、申請地は多田木町地内の畑、301㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積114.48㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、隣接する道路に上下水道が通っているため、農地区分は第3種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書72ページをお開きください。

4番、申請地は堀込町地内の田、276㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積117.59㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書73ページをお開きください。

5番、申請地は堀込町地内の田、314㎡ほか1筆、計425㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積110.12㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書74ページをお開きください。

6番、申請地は堀込町地内の田、378㎡ほか1筆、計489㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積120.90㎡を建築するものです。申請

理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書75ページをお開きください。

7番、申請地は県町地内の畑、386㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積95.17㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書76ページをお開きください。

8番、申請地は瑞穂野町地内の田、501㎡です。施設の概要は資材置場用地で、離接する既存の資材置場用地を敷地拡張するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請8件です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

3番 石橋委員。

3番

3番 石橋です。

8番の案件は、譲受人が外国の方ですが、農地法上の手続きで外国人の規制などはありますか。

副主幹

農地法上、外国人であるということで農地の権利取得や農地転用などに制限はありません。

議長

1番 小山委員。

1番

1番 小山です。3番の案件なのですが、暫時休憩をお願いできますか。

議長

では、暫時、休憩といたします。

【午前9時55分 休憩】

議長

それでは、議事を再開いたします。

【午前10時06分 再開】

議長

10番、星野委員。

10番

10番、星野です。8番の案件は、仮に農振農用地であった場合はどうなりますか。

副主幹

農振農用地から除外した後、農地転用を行うこととなります。この場所は、除外後も第1種になりますので、既存敷地の2分の1までの拡張という、今回と同様の許可基準が適用されます。

10番

わかりました。

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

副主幹

議案書の12ページをお開きください。

第2号議案、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。

当案件は、農業委員会が農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要となった場合に、総会の議決により判断いただくため、上程するものです。

対象地は1筆で、五十部町地内の畑、面積545㎡、荒廃しているとの把握年月日は令和3年10月18日、現況確認日は11月16日です。

現地の状況ですが、対象地は、住宅裏の山すそで、雑木が生い茂り、農地に復元することが出来ないと見込まれるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと、判断したということであります。

位置図、公図につきましては、議案書77ページに載せてあります。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

6番 岡村委員。

6番

6番 岡村 です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は令和3年11月16日、火曜日、午前11時から、調査班は柏瀬委員を班長といたしまして、桐生委員、藤生委員、星野職務代理、私の5名で調査を行いました。

調査対象の概要、確認の趣旨については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回非農地の判断を行うにあたり、現地調査を行いましたところ、対象地は市街化区域に接しており、雑木が繁茂していることを確認しました。周囲が山林化していることや、段差があり農業用機械の進入も困難である状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難な土地と判断いたしました。

結論として、調査班は非農地として判断いたしました。以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を非農地と判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしま

す。

副主幹

事務局の説明を求めます。

議案書の13ページをお開きください。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今回は令和3年11月30日公告予定分であります。

それでは、議案書の14ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定、利用権設定が、157件で面積447,191㎡です。所有権移転は3件です。さらに、議案書53ページをお開きください。農地中間管理事業に伴う貸借権設定が、15件で面積が42,595㎡です。

では、初めに利用権設定の詳細となりますので、15ページにお戻りください。12月が利用権の権利設定の終期に当たり、更新などの関係から件数が非常に多くなっております。50ページまでが詳細となっておりますので、ご覧ください。

なお、1番、2番については、新規就農の案件ですのでご説明いたします。

議案書78ページをお開きください。11月16日に開催された運営委員会の資料を掲載しております。申請人は山川町在住の非農家で、申請地を借り受け、いちごの高設栽培を始めたいというものです。申請地は川崎町地内の畑2,243㎡ほか1筆計3,351㎡で、契約期間は20年間です。議案書78ページ右側から82ページまでに、営農計画書、利用権設定の申出書、地籍図、現地写真を掲載しております。

続いて、所有権移転です。51ページをご覧ください。内容を説明いたします。1番、申請地は高松町地内の田、面積2,307㎡で、売買価格は10a当たり約40万円です。

続いて2番、申請地は高松町の田、面積1,394㎡で、売買価格は10a当たり約31万円です。

続く3番、高松町地内の田、1,250㎡で、売買価格は10a当たり30万円です。

続きまして、53ページをお開きください。中間管理事業による貸借権設定の議案です。こちらは、この計画を、市長が公告することで、出し手から機構、機構から受け手への農地の権利移動が、一括して行われるというものです。15件の詳細は、54ページから59ページに記載してございます。

以上、利用権の設定、売買および農地中間管理事業による貸借権の設定の説明となります。

いずれも審議の後、承認をいただきましたら、11月30日付けで公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番及び2番を上程いたします。

本件について、運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

15番 遠藤運営委員長。

15番

15番 運営委員長の遠藤です。

新規就農について、運営委員会の実情調査の結果を報告いたします。

今回は、申請人からの農地の利用権設定の承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと、実情調査を行いました。

調査年月日は、令和3年11月16日、火曜日、午後1時30分から、運営委員5名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

申請人は山川町在住で、完全閉鎖型の植物工場において、レタス栽培の調査研究に携わっていました。また、水耕栽培で野菜を育てる趣味を持っており、これまでの知見を活かせる水耕栽培での就農を決意しました。品目については、経済性を試算したうえで、栃木県ならではの「いちご」を選択し、今年1月、市内のいちご農家に研修に入り、4月には本市の就農支援事業である新規就農塾の塾生となり、技術や知識の習得に努めてきました。今後は、地元農業委員のあっせんにより確保した当該農地を借受け、来年2月末までに育苗ハウスを建築し、3月に親株の定植を行い、来年11月の初出荷を目指します。品種は「とちおとめ」で、JA 足利いちご部会の活動を通じて栽培技術の向上を図り、年間300万円の所得を確保したいとのことです。

水耕栽培のため、井戸水の水質検査を実施するよう勧めたところ、「早速検査を行い、夜間の温度維持のために設置を予定しているウォーターカーテンについても、検査結果をみて導入を見極めたい」とのことでした。また、市内で先行する高設栽培農家の視察をアドバイスしたところ、「ぜひ、情報交換していきたい」という言葉もあり、申請人に営農への強い意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、申請人の新規就農及び利用権設定を承認したいと考えています。以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第3号 1番及び2番はそのように決定いたしました。

続いて貸借権設定の3番から12番、14番及び所有権移転、並びに中間管理事業 農用地利用集積計画一括方式の1番から3番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、4番 藤生委員、7番 本島委員、10番 星野委員、12番 河内委員、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前10時25分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】  
それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】  
異議なしと認め、貸借権設定の3番から12番、14番及び所有権移転、並びに中間管理事業 農用地利用集積計画一括方式の1番から3番は、そのように決定いたしました。  
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した5名の委員の出席を求めます。また、次の関連事案のため、星野職務代理と議長を交代いたします。

議長 【午前10時27分出席・議長交代】  
続いて、貸借権設定の13番、及び中間管理事業 農用地利用集積計画一括方式の4番及び5番を上程いたします。  
ここで、農業委員会に関する法律、議事参与制限により、13番 長谷川委員の退席を求めます。

議長 【午前10時28分 退席】  
本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】  
それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】  
異議なしと認め、貸借権設定の13番、及び中間管理事業 農地利用集積計画一括方式の4番及び5番はそのように決定いたしました。  
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した長谷川委員の出席を求めます。  
また、長谷川会長と議長を交代いたします。

議長 【午前10時29分 議長交代】  
続いて、貸借権設定の15番から157番、及び中間管理事業 農用地利用集積計画一括方式の6番から15番について意見を求めます。

議長 【意見なし】  
それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】  
異議なしと認め、貸借権設定の15番から157番、及び中間管理事業 農用地利用集積計画一括方式の6番から15番は、そのように決定いたしました。  
続いて、議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

副主幹 では、議案書の61ページをお開きください。  
議案第4号、農用地利用配分計画（案）に対する意見について、ご説明いたします。  
こちら、先ほどの農地中間管理事業に伴う貸借権の設定なのですが、す



に機構に貸付けてある農地の、耕作者の変更の手続きとなります。62ページから63ページに詳細が掲載してございます。備考欄に、耕作者変更とあります。総会では委員の皆様、この変更（案）について、適か否か、意見があるかないかをご審議いただくこととなります。意見がなければ、「意見なし」の結果を付して、この配分案を県へ提出し、県が公告をして、認可、という流れになります。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件については「意見なし」で、県へ提出することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。

ここで次の議案説明の為、農政課職員の出席を求めますので、暫時休憩とします。

【午前10時32分 休憩】

議長 それでは休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

【午前10時36分 再開】

議長 続いて、議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見の照会についてを議題といたします。

市当局の説明を求めます。

農政課職員 農政課の大賀と申します。

本日は、本市で策定している「農業経営基盤強化に関する基本構想」の見直しにあたり、農業委員会のみなさまのご意見をいただきたく説明にお伺いさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にてご説明申し上げます。

本日みなさまには、A4版の改正案の溶け込み版と、A3版の新旧対照表の2つを用意させていただいています。A3の新旧対照表は、右側が改正前、左側が見直し案を載せています。説明につきましては、A3の新旧対照表に沿って説明申し上げます。

この基本構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき市が定めるもので、本市では前回平成26年に定めています。基盤法により市で基本構想を制定しますが、県では別に「農業経営基盤の促進に関する基本方針」を制定しており、この基本方針に即して市では基本構想を制定します。本年、県が基本方針を見直したことにあわせて、本市でも基本構想を合わせて見直すこととなり、今回農業委員会のみなさまに意見照会をさせていただくこととなりました。

そもそもこの基本構想とは、効率的かつ安定的な農業経営の育成をはかるべく、経営体の指標や農用地の集積の目標などを定めるものです。

本市における農業振興のため計画は2つあり、農振農用地いわゆる青地と

して優良農地を確保するための計画である、「農業振興地域整備計画」がハード面での振興計画であり、この「基本構想」は経営体としてあるべき姿等をまとめたもので、ソフト面での振興策となります。

具体的に基本構想の中で定められている内容は、認定農業者・認定新規就農者として認定する場合の指標や、農業委員及び農地利用最適化推進委員のみなさまに推進いただいている、農地の集積目標になります。

今回の変更につきましては、県の基本方針の変更に伴う所要の修正のほか、法令との改正による変更が大きな点となります。変更箇所が多岐にわたりますので、一部抜粋してご説明申し上げます。

1 ページ下部をご覧ください。

2 具体的な経営の目標でございます。こちらは認定農業者としての認定を受けるにあたっての指標でございます。現在、年間労働時間2000時間、年間農業所得580万円の指標とさせていただいていますが、こちらにつきましては県の指標に変更がなく、従前のおりとさせていただいています。年間農業所得につきましては、少々高いとお感じになれる方もいらっしゃるかと思いますが、他産業の所得水準等とも考慮した上で県が指標を定めています。

また、昨今、市または県をまたいで認定を受けられる方もいらっしゃいます。広域認定と呼ばれ、例えば足利市及び佐野市で認定を受ける場合は県内で市をまたぎますので「県が認定」、足利市と太田市の場合、県をまたぎますので「国（関東農政局）が認定」をすることとなりますが、県や国が認定する場合にあっても、当該市の基本構想に合致している計画か、国県から本市に意見照会がありますので、広域認定においても今回制定する基本構想によることとなります。

続きまして5ページをご覧ください。

5新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標でございます。こちらは、認定新規就農者として認定を受ける場合の目標を定めています。真ん中の「イ新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標」でございます。

こちらにつきましても、改正前と同様で、認定新規就農者として認定を受けるにあたり作成した計画において、5年後に総労働時間が2000時間、農業所得が200万円程度かせげる計画である場合において、市が認定をさせていただくこととさせていただきます。

5ページ以下の地域ごとに推進する取り組みについては、現状に合わせて変更を加えています。

続きまして、7ページをご覧ください。

7ページ以降は農業経営の指標を品目ごとに載せています。こちらにつきましては、県の基本方針を参考に、安足農振の普及員さんとも相談の上、案を作成しています。

ここで訂正がございます。10ページの真ん中、NO9「米麦+大豆」につきましては、昨今大豆の作付農家があまりみられないことから削除とさせていただきます。13ページまで指標を載せておりますが、あくまで「代表的な指標」でございます。昨今、複合経営が多角化しているケースもあり、指標で読み切れない場合もあります。ネギやキャベツ、ブドウ等、今回載せてない品目において作付面積が拡大しているケースもありますが、それらについては今後の見直しの際に検討してまいります。また、指標にないからといって「認定農業者の認定を受けられない」といったケースなどはなく、計画ごとに個別具体的に判断してまいります。

また、昨今農業者のみなさまが法人化するケースも多くありますが、多くが個人経営から法人格へと変更する場合がございますので、「法人の場合」として別に指標は定めておらず、法人の場合であっても前段の指標の適用を受けることとなります。

つづいて、14ページをご覧ください。従前の計画においては、「経営の多角化」の事例として6次化の主な事例を載せています。6次化につきましては、すべての農業者が実践できるわけではないとのことで、県の基本方針から削除されており、合わせて本市の基本構想からも削除させていただいています。しかしながら、所得増大のための6次化については、県も市も支援をしなくなるわけではありませぬので、ご承知おきください。

代わりまして、16ページ以降につきましては、新たに認定を受けようとする者の指標を載せています。こちらについては、現行は複合経営の内容を指標としておりましたが、改正案から単一品目での作付を中心とさせていただきます。

22ページの第4効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 でございます。こちらでは農用地の集積目標でございます。10年後の目標となります。現在の目標が65%で変更案についても据え置きで65%とさせていただきます。

こちらについては、県の基本方針や国の目標は80%となっておりますが、現在本市の集積率が50%であり、昨年比で3%の伸びを示しており、このまま年々増加すれば80%の目標も達成できますが、渡良瀬川以南に限って言えば地区によっては集積率が80%を超えていることから、まずは現行の目標達成に向けて進めたく、据え置きとさせていただきます。

24ページをお開きください。

24ページ以降は利用権設定に関する事項を載せています。みなさまが貸借において利用されている、基盤法の利用権設定についても基本構想に内容を載せています。法令の改正による変更がメインとなりますが、30ページに新たに所有者不明農地の探索についての記載を追加しています。こちらについては、昨今問題となっている、相続未登記等でだれが所有者しているかわからない農地について、農業委員会の職権で所有者の探索を行うよう、市が要請

する規定のものです。

36ページをお開きください。

残りの大きな変更は、農用地利用円滑化事業に関する事項については、円滑化事業が開始され、機構（農地バンク）に統合されたことから、今回の案から削除するものです。

以上が改正内容の説明でございます。ご意見をいただきたく、よろしく願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

3番、石橋委員。

3番 3番、石橋です。

5ページ目の新規就農者の確保目標が、年間6人となっている根拠について聞かせてください。

農政課職員 実績として、雇用就農を含めれば年間10人程度が新規に参入しています。その中で、基盤法に基づく認定新規就農者は毎年4人程度です。よって、4人の1.5倍を目指すということで、前回に引き続き6人に設定させていただきました。

議長 9番、三田委員

9番 9番 三田です。

30ページの不確知共有者の探索の要請ですが、私の地区で、全相続人3人が放棄し、遊休化した農地があります。どのような対応になりますか。

農政課職員 相続を放棄されても、所有権が移転するまでは放棄した3人が管理すべき立場にあります。また、本当に放棄されているのか、裁判所で調べる必要があります。放棄が確定している場合は、県が裁定し、農地中間管理機構への利用権設定が可能になりますが、県が裁定する場合は、その農地をどうしても利用したい者がいない限りできません。

議長 10番、星野委員。

10番 10番、星野です。7ページからの農業経営指標ですが、10ha、20haを耕作するのに、25馬力のトラクターでは効率が悪すぎます。

農政課職員 県の指導によるもので、次回の見直し時に検討させていただきます。

ほかに、園芸用パイプハウスとパイプハウスの文言は、いずれかに統一します。正式なものができたら、皆さまに配布いたします。

議長 それでは、本件は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第5号はそのように承認いたしました。

ここで農政課職員の退席となります。

【午前11時01分 退席】

議長 以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、及び農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過について並びに農

副主幹

地所有適格法人の報告書について、事務局の報告を求めます。

では、議案書65ページから、報告事項をご説明いたします。

まずは、農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

1番、申請地は大前町地内の田、面積232㎡、施設の概要は一般住宅用地で、受理年月日は令和3年10月11日、取消理由は持分変更のためで、取消の日付は令和3年11月2日です。

続く2番、申請地は福居町地内の畑、面積544㎡、施設の概要は長屋用地で、受理年月日は令和3年4月21日、取消理由は計画中止のためで、取消の日付は令和3年11月2日です。

続きまして、下の表、農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過について、ご説明いたします。

これは農業用倉庫など、農作物の生産のために必要な施設について、農業用である旨証明を行うものです。この証明に基づき、課税が農業用施設として認識されます。農業用倉庫などについては、倉庫への進入部分や駐車場なども含めて2アール、200㎡未満という条件がございます。ただし、農業用の通路につきましては、面積の上限がありません。

今回の案件は、上渋垂町地内の田、面積は2,535㎡のうち147㎡で、施設の概要は駐車場兼露天資材置場です。受付年月日は令和3年10月28日、処理年月日は令和3年11月12日です。

続きまして、議案書66ページをお開きください。農地所有適格法人の報告書について、ご説明いたします。今月は、1法人から報告を受け、記載のとおり法人要件が満たされていることを運営委員会でも確認いたしました。報告は以上です。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、10月28日に開催された常設審議委員会において、許可相当との答申を得、会長専決にて許可の決定と指令書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第18回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時05分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年12月27日

足利市農業委員会

4番委員

11番委員